

恵那南地区中学校再編委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化に伴う生徒数の減少を踏まえ、恵那市立岩邑中学校、恵那市立山岡中学校、恵那市立明智中学校、恵那市立串原中学校及び恵那市立上矢作中学校（以下「恵那南地区中学校」という。）の再編を行うため、恵那南地区中学校再編委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、恵那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について「恵那南地区中学校あり方検討委員会」の提言に基づき協議を行い、その結果を答申するものとする。

- (1) 少子化に対応した今後の恵那南地区中学校の統合に関すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校代表
- (2) こども園代表
- (3) 地域自治区代表
- (4) 中学校PTA代表
- (5) 小学校PTA代表
- (6) こども園保護者会代表
- (7) その他教育委員会が認める者

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として当該諮問事項に係る答申が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の氏名、住所及び年齢を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校再編対策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月28日から施行する。